

宮城県公報

宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則に基づく研修事務を行う者の指定	一	(循環型社会推進課)
○農業改良資金に係る償還金の収納事務の委託	一	(農業振興課)
○海岸保全区域の変更	一	(水産業基盤整備課)
○漁港管理者の長が管理する海岸保全区域の指定	二	(同)
○保安林の指定の解除	二	(森林整備課)
○都市計画決定の図書の写しの縦覧	二	(都市計画課)
○都市計画変更の図書の写しの縦覧(二件)	二	(同)
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	三	(北部地方振興事務所)
○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正	四	
労働委員会	四	
○宮城県労働委員会あつせん員候補者の告示	四	

告 示

○宮城県告示第三百三十四号
浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和六十年宮城県規則第四十七号。以下「規則」という。)第十二条第二項の規定により、次のとおり浄化槽の保守点検の業務に関する研修事務を行う者を指定した。

令和三年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定を受けた者の名称及び所在地

公益社団法人宮城県生活環境事業協会

仙台市宮城野区日の出町二丁目五番十五号

二 行う研修事務の範囲

規則第十二条第一項各号に掲げる事項に係るもの

三 指定年月日

令和三年四月九日

○宮城県告示第三百三十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百八条第一項の規定により、農業改良資金に係る償還金の収納事務を令和三年三月三十一日次のとおり委託した。

令和三年四月十六日

一 委託の相手方

宮城県知事 村 井 嘉 浩

柴田郡柴田町西船迫一丁目十番地の三

みやぎ仙南農業協同組合

栗原市築館照越大ヶ原四十三番地の一

新みやぎ農業協同組合

登米市迫町佐沼字中江三丁目九番地の一

みやぎ登米農業協同組合

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百三十六号

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項の規定により、平成十七年宮城県告示第千百二十二号(海岸保全区域の指定)で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

令和三年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

海岸の名称

沿岸名 漁港名 地区 海岸名

三陸南沿 岸 泊(歌津)漁港 泊浜地区

次に掲げるイ点からナ点までを順次結んだ直線及びイ点とナ点を結んだ直線により囲まれた区域
基点A点 本吉郡南三陸町歌津字泊浜一〇一番地先の二級基点
イ点 基点A点から三三度二三分二七・三メートルの地点
ロ点 基点A点から一三四度一六分三三・六メートルの地点
ハ点 基点A点から一七二度三〇分一八二・〇メートルの地点

指定区域

ナ	ネ	ツ	ソ	レ	タ	ヨ	カ	ワ	ヲ	ル	ヌ	リ	チ	ト	ヘ	ホ	ニ
点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点
点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点
点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点
点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点
点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点
点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点
点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点
点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点
点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点
点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点
点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点
点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点
点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点
点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点
点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点
点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点
点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点
点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点
点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点
点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点
点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点
点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点
点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点

○宮城県告示第三百三十七号

海岸法（昭和三十一年法律第一百号）第五条第四項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者の長である宮城県知事が管理を行う区域を次のとおり定める。

令和三年四月十六日

宮城県知事 村井嘉浩

海岸の名称			指 定 区 域
沿岸名	漁港名	地区名	
三陸南沿 岸	泊（歌津）漁港 海岸	泊浜地区 海岸	令和三年四月十六日宮城県告示第三百三十六号により海岸保全区域として指定した本吉郡南三陸町歌津字泊浜地区内の泊（歌津）漁港海岸保全区域のうち泊（歌津）漁港区域に接する区域

○宮城県告示第三百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和三年四月十六日

宮城県知事 村井嘉浩

- 一 解除予定保安林の所在場所
本吉郡南三陸町歌津字田茂川二七三の十
- 二 保安林として指定された目的
魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第三百三十九号

気仙沼市から気仙沼都市計画地区計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和三年四月十六日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

気仙沼都市計画地区計画

2 名称

松崎片浜地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第三百四十号

気仙沼市から気仙沼都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和三年四月十六日

宮城県知事 村井嘉浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

気仙沼都市計画地区計画

2 名称

魚町・南町地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第三百四十一号

気仙沼市から気仙沼都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和三年四月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

気仙沼都市計画地区計画

2 名称

南気仙沼地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第三百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、大崎土地改良区役員
の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和三年四月十六日

宮城県北部地方振興事務所

所 長 千 葉 幸 太 郎

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和三年四月一日	菅原 勘一	大崎市古川字竹ノ内二十三番地	理事
令和三年四月一日	佐々木 良弘	大崎市古川西荒井字上田三百五十七番地一	理事
令和三年四月一日	青沼 信次	大崎市古川師山字八幡五十三番地	理事
令和三年四月一日	高橋 生喜	大崎市古川深沼字堤下十六番地	理事
令和三年四月一日	千坂 一郎	加美町平柳字六兵衛二番地一	理事
令和三年四月一日	佐々木 和範	大崎市岩出山南沢字滝館四十四番地	理事
令和三年四月一日	高橋 源	大崎市岩出山上野目字沢口七十四番地	理事
令和三年四月一日	今埜 辰郎	大崎市古川下中目字下小袋十七番地	理事

二 退任した者

令和三年四月一日	阿部 清人	大崎市古川大崎字伏見要害百二十二番地	理事
令和三年四月一日	千葉 敏昭	大崎市岩出山下野目字欠下五番地	理事
令和三年四月一日	星 修	大崎市岩出山字通丁二十二番地	理事
令和三年四月一日	今野 祐吉	大崎市岩出山下野目字南川原二十八番地	理事
令和三年四月一日	佐々木 清克	大崎市古川新田字南横百五十二番地	理事
令和三年四月一日	村上 秀男	大崎市古川柏崎字砂押十四番地	理事
令和三年四月一日	佐々木 嘉宏	大崎市古川洪井字全壮二百三十八番地	理事
令和三年四月一日	南生 静則	大崎市古川米袋字水押三十九番地	理事
令和三年四月一日	青沼 善徳	大崎市古川福沼二丁目十六番十七号	監事
令和三年四月一日	千葉 良博	大崎市岩出山下野目字沖川原百五十三番地	監事

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和三年三月三十一日	菅原 勘一	大崎市古川字竹ノ内二十三番地	理事
令和三年三月三十一日	佐々木 良弘	大崎市古川西荒井字上田三百五十七番地一	理事
令和三年三月三十一日	青沼 信次	大崎市古川師山字八幡五十三番地	理事
令和三年三月三十一日	高橋 生喜	大崎市古川深沼字堤下十六番地	理事
令和三年三月三十一日	千坂 一郎	加美町平柳字六兵衛二番地一	理事
令和三年三月三十一日	佐々木 和範	大崎市岩出山南沢字滝館四十四番地	理事
令和三年三月三十一日	高橋 源	大崎市岩出山上野目字沢口七十四番地	理事
令和三年三月三十一日	今埜 辰郎	大崎市古川下中目字下小袋十七番地	理事

令和三年三月三十一日	阿部 清人	大崎市古川大崎字伏見要害百二十二番地	理事
令和三年三月三十一日	木村 俊吉	大崎市岩出山字松沢百五十八番地一	理事
令和三年三月三十一日	小松 庸一	大崎市岩出山字上川原町百二十八番地	理事
令和三年三月三十一日	大山 久	大崎市岩出山下野目字堂ノ口七十九番地	理事
令和三年三月三十一日	木村 一志	大崎市古川耳取字天神十二番地	理事
令和三年三月三十一日	南生 静則	大崎市古川米袋字水押三十九番地	理事
令和三年三月三十一日	青沼 善徳	大崎市古川福沼二丁目十六番十七号	理事
令和三年三月三十一日	千葉 良博	大崎市岩出山下野目字沖川原百五十三番地	理事

選挙管理委員会

○宮選管告示第四十四号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

令和三年四月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

利府町ふるさと創生館の項を削る。

労働委員会

○宮城県労働委員会告示第一号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱している宮城県労働委員会あつせん員候補者は、次のとおりである。

令和三年四月十六日

宮城県労働委員会

会長 水 野 紀 子

宮城県労働委員会あつせん員候補者名簿

(令和3年4月1日現在)

氏 名	現 職	主 要 経 歴	委嘱年月日
水野 紀子	宮城県労働委員会委員 白鷗大学法学部教授	東北大学大学院法学研究科 長	令2. 4. 1
坂田 宏	宮城県労働委員会委員 東北大学大学院法学部教授	横浜国立大学経営学部助教 教授	令2. 4. 1
岡崎 貞悦	宮城県労働委員会委員 宮城護士	弁 護 士	令2. 4. 1
豊田 耕史	宮城県労働委員会委員 宮城護士	弁 護 士	令2. 4. 1
佐々木 くみ	宮城県労働委員会委員 東北学院大学法学部教授	日本労働組合総連合会宮城 県連合会副会長	令2. 4. 1
小出 裕一	宮城県労働委員会委員 日本労働組合総連合会 宮城県連合会会長	日本労働組合総連合会宮城 県連合会執行委員	令2. 4. 1
佐々木 弘昭	宮城県労働委員会委員 宮城護士	日本労働組合総連合会宮城 県連合会執行委員	令2. 4. 1
高橋 京	宮城県労働委員会委員 国立大学法人東北大学 書記次長		令2. 4. 1
阿部 康志	宮城県労働委員会委員 宮城護士		令2. 4. 1
加藤 仁	宮城県労働委員会委員 U A センセツ宮城支部 支部長	U A センセツ山口県支部支 部長	令2. 4. 1
大内 栄治	宮城県労働委員会委員	株式会社七十七銀行取締役	令2. 4. 1
伊藤 光芳	宮城県労働委員会委員	株式会社本山製作所執行役 員管理本部長	令2. 4. 1
星 幸一	宮城県労働委員会委員 一般社団法人宮城県経営者協 会専務理事	東北電力株式会社相双営業 所長	令2. 4. 1
成田 努	宮城県労働委員会委員 東北電力株式会社ビジネス サポーター本部長	東北電力株式会社監査等委 員会室副室長	令2. 4. 1
小野木 克之	宮城県労働委員会委員 株式会社河北新報社 代表取締役社長	株式会社河北新報社専務取 締役	令3. 4. 1

高 橋 裕 喜	宮城県労働委員会事務局長		令3. 4. 1
中 村 今日子	宮城県労働委員会事務局副事務局長兼審査調整長		令2. 4. 1